

給水装置工事 申請手続き

	内 容	説 明
町指定業者	給水装置申請書 給水工事施工計画書 給水工事工法図 位置図及び全影写真 建築平面図(外構含む) 確約書 上下水道使用開始届 道路交通障害報告 (警察・消防署の許可書の写し)	申請時に、水道加入金・審査検査手数料の納付書を渡します。 上下水道使用開始届は、メーターを取付けず止水栓で止めておく場合は不要です。 ※この場合閉栓扱いになる為、水道使用開始の際は開栓手数料1,000円が必要です。 道路交通障害報告(警察・消防署の許可書含む)について、町道の場合は建設課へ提出する 写しを1部、県道又は国道の場合は許可書の写し1部を提出してください。自治会長及び近隣 住民への周知、及び予告看板等の設置を行ってください。 給水栓を撤去する場合は、廃止届の提出が必要となります。
役場	書類等審査(決裁)	審査から決裁まで、3~4日かかります。 国道・県道の場合は、占用申請が必要になる為、別途で約1ヶ月かかります。
申請者 町指定業者	水道加入金 審査検査手数料	申請承認後、役場より連絡しますので、加入金・手数料を納めてください。
役場	入金確認	入金確認後に施工可能になります。材料検収の立会いを行いますので日程を調整してください。
役場 町指定業者	材料検収	使用材料・黒板・カメラを用意してください。 穿孔がある場合は立会いを行いますので日程を調整してください。
町指定業者	工事(穿孔立会い)	穿孔状況及び切片確認を行います。 切粉の確認も行いますので、穿孔時は吐かし用のホースを取り付けてください。
町指定業者	給水工事検査申請書 竣工図面 工事写真及び完成写真 (全影含む)	工事完了後7日以内に、検査申請書に工事写真及び完成写真(全影含む)・竣工図面 を添えて提出してください。
役場	完成検査	検査後、手直しを指示することもあります。